宮城県
Miyagi Prefectural Government

令和８年度　宮城県障害者相談支援従事者
専門コース別研修（スーパービジョン・管理・面接技術）研修募集要項

１　主催者

宮城県，一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会（ＭＳＫ）

２　受講対象者（定員４８人）

以下のいずれかに該当する者。

（1）　県内の基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っている者

（2）　宮城県障害者相談支援従事者主任研修を修了した者

３　受講料

- １５，０００円（税込）
- 振込先については，受講可否通知と併せてお知らせします。
- 振込後，自己都合により受講を辞退した場合や受講決定が取り消された場合等，いかなる理由があっても返金は致しかねます。期日を超過しての振込も同様です。
- 受講料以外の払込手数料や参加旅費等は受講者負担となります。

４　日程（全２日間）及び会場

日程：令和８年１２月１４日（月）、１２月１５日（火）

会場：宮城県庁　１階　１０１会議室　（〒980-8570　宮城県仙台市青葉区本町３丁目８番１号）

・詳細については，別紙１「研修カリキュラム」を御覧ください。

５　受講申込

（1）申込手順

1．以下の **WEB 上の申し込みフォームに必要な情報を入力してください。**

https://script.google.com/macros/s/AKfycbzHKt-BATq9ZBm-jKGkMwthm6Is6R3eJoeSIVJkGdNVoXqr6cjwX05cT03zCESZoAvJ/exec?type=senmon&course=SENMON-2026-02

2. 入力と合わせて，フォームから下記の必要書類を PDF ファイルでアップロードしてください。

書類名	備考
①実務経験証明書	Ⅰ.で準備した様式をそれぞれ該当する実務経験の項目にアップロードしてください。
②初任者研修修了証書の写し	※紛失した場合の対応は，８その他をご参照ください。 ※主任研修を修了されている方は主任研修の修了証書の提出が必須となります。
③直近の現任研修または主任研修の修了証書	

- ファイル管理には GoogleWorkspace の Google ドライブと認証に GoogleCLOUD を使用しております。
- **申込者１人につき１件ずつ**お申込ください。
- **申込期限に必要な書類が間に合わない，書類不備の訂正指示があった場合に不備の修正ができなかった場合など，申込内容に不備があった場合には受講申込を受理できない**場合がありますので，この募集要項を熟読の上，お申込みください。
- 送付いただいた書類内容の確認を行う場合は０８０－２８３３－５９７３（MSK 事務局）から発信いたします。

(2) 申込期限：**令和８年１１月２０日（金）　１７時まで　※延長**

(3) 受講申込および受講決定後に辞退する場合

速やかに一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会宛てに電話またはメールで連絡の上，宮城県ホームページまたは一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会研修ホームページより法定研修辞退届出書をダウンロードし、**簡易書留やレターパックなど郵送記録が残る方法での郵送または辞退受付フォームへのアップロード**にて御提出ください。

（4）　問合せ先

問合せ内容	問合せ先	電話番号
受講申込・辞退に関すること 受講可否の結果に関すること ※「相談支援従事者研修 Q&A 一覧」の内容を十分にご確認のうえ、お問い合わせください。	一般社団法人 宮城・仙台障害者相談支援従事者協会	※メールにてお問い合わせください。 office@msk35.org

6　受講可否通知

・　令和８年１２月上旬（※募集期間延長に伴い１１月下旬から変更）までに，お申込み頂いたメールアドレスへメールにて結果をお知らせする予定です。各自でご確認をお願い致します。

・　定員を超過するお申し込みがあった場合は次の順位により受講者を選考します。なお、同率の場合は相談支援の経験年数の長い順に受講者を選考します。

1　基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っている者

2　宮城県障害者相談支援従事者主任研修を修了した者

受講可否決定に関するお問い合わせは，決定通知メールの発行日より 10 日以内とさせていただきます。それ以降にお問合せを頂いても，可否決定を再検討・変更することはできませんので，予めご了承ください。

7　修了要件

・　２日間の全ての科目を受講した者には，宮城県から修了証書を授与します。

・　次の場合は，受講決定を取り消し，修了を認めません。

（1）　受講決定後にお知らせする課題を期限までに提出できない場合

（2）　自己都合により遅刻，早退又は途中退席した場合

（3）　著しく受講態度の悪い者（私語，居眠り，指示があった際以外の携帯電話等の使用，進行の妨害，退席が頻繁にある，講師の指示に従わない等）に指導を行い，改善されなかった場合

（4）　申込内容や提出書類に虚偽のあることが判明した場合（過去の修了を取り消す場合があります。）

8　その他

・　修了証書を紛失した場合等には，修了証書に替わる「修了証明書」を県から発行しています。

宮城県のウェブサイト（https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/soudansienkensyu.html）

から「修了証明書発行願」をダウンロードして作成し，宮城県保健福祉部障害福祉課宛てに御提出ください。

・　やむを得ず研修を中止又は延期する場合やその他連絡事項は，宮城県のホームページ（https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/soudansienkensyu.html）および一般社団法人宮城・仙台障害者相談支援従事者協会のホームページ（https://www.msk35.org/）でお知らせします。

・　体調不良の場合は，受講をお控えください。また，感染防止対策に御協力ください。

・　研修会場では，随時ドアを開放して換気を行います。

・　研修会場に駐車場はありませんので公共交通機関をご利用いただくか，最寄りのコインパーキング等をご利用ください。

・　宿泊場所や研修中の昼食は，各自で手配してください。

・　研修の録画及び録音は御遠慮ください。

・　受講者の個人情報は，本研修事業のみの目的で使用し，他の目的で使用したり無断で第三者に提供したりすることはありません。

本研修の目的は講義・演習・地域実習を通して「相談支援に必要な思考プロセス」を習得することです。AI による生成物をそのまま課題として提出することは思考プロセスを辿っていないこととなります。また、支援事例の詳細な状況を AI のプロンプト（指示文）に入力した場合、クラウド上に情報が残り、秘密保持義務違反や個人情報保護の観点でのリスクも生じます。障害福祉制度や地域の社会資源は非常に個別性が高く、地域課題や自立支援協議会の現状を調べる課題においても、AI は「もっともらしい嘘（ハルシネーション）」で回答する可能性があります。

これらのことから下記に該当すると判断した場合は課題の再提出を求めることとします。

Ⅰ．AI による自動生成が明らかな場合
具体的な考察や実務的裏付けが見受けられないなど、AI のみで作成されたと判断される場合。

２．本人による内容把握・説明が困難な場合
記述内容の詳細について、口頭での補足説明を求めた際に自力での回答が困難であり、明らかに自身で作成した形跡が認められない場合。